

2024年度 「被扶養者資格確認」実施のてびき

項番	項目	質疑	回答	提出資料
16	国内居住要件	海外に留学している子に配偶者が同行しています。認定取消をしなければなりませんか。	国外に留学する学生は、「国内居住要件の例外」に該当します。また配偶者はその帯同者となり、どちらも認定取消の必要はありません。	—
17	国内居住要件	母は日本に住民基本台帳に住民登録(住民票)がありませんが、日本の保険医療機関に入院しています。被扶養者証(保険証)を使用してはいけませんか。	2020年4月1日から、「国内居住要件」が追加されましたが、2020年3月31日以前から2020年4月1日以降も引き続き国内の保険医療機関に入院中の方は、被扶養者として被扶養者証(保険証)は使用できます。ただし、退院した日の翌日をもって認定取消の手続きをお願いいたします。	—
18	調査対象期間認定	2023年途中で認定された被扶養者の所得証明書に、認定日以降の収入が記載されています。	2023年途中で認定された場合、認定日以降の状況がわかるものをご提出ください。	令和6年度 所得証明書(写)の余白へ下記を記入し、提出してください。 ①認定日以降の月額収入等 ②申立日 ③組合員番号及び組合員氏名
19	提出期限	10月31日(木)提出期限までに資料のすべてを揃えて提出することができません。	提出期限までにすべてを揃えることができない場合は、「共済組合員調書」の通信欄に「提出資料」欄の①～③を記入の上、「共済組合員調書」と「揃っている確認資料」を提出期限までに提出してください。※追送される確認資料には、組合員番号及び組合員氏名を記入したメモ等を併せてご提出ください。	・共済組合員調書 ①提出が遅れる確認資料名 ②提出が遅れる理由 ③提出予定月日
20	年収の壁・支援強化パッケージ	繁忙による労働時間の増加で、給与収入が130万円を超えてしまいました。取消手続きをしたほうがいいですか。	人手不足等やむを得ない事情により、一時的に収入が増加した場合は事業主の証明を提出いただくことで、連続2回(2年)まで被扶養者として認定します。	・被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る申立書兼 証明書
21	新型コロナウイルス	新型コロナウイルスワクチン接種業務に携わっていました。何を提出すればいいですか。	ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市区町村、医療機関等)から発行(証明)を受け、提出してください(共済組合員ホームページからダウンロードできます)。	・新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書
22	認定取消手続き	被扶養者は先日就職したため、認定取消の手続きを行う予定です。資格確認の確認資料を提出する必要がありますか。	必要です。共済組合員調書の設問1の「□はい」にチェックし、「【取消用】被扶養者等申告書送付(予定)日」を記入、2ページ目に署名の上、同封の返信用封筒で提出してください。なお、認定取消の手続きは忘れずに行ってください(3ページ参照)。	・共済組合員調書

「被扶養者資格確認のお知らせ」送付(9月下旬)以降、共済組合コールセンターへお問い合わせが集中し、繋がりにくくなる場合があります。共済組合ホームページで詳しく解説していますので、まずご覧ください。

共済組合ホームページ

郵政共済 資格確認



共済組合コールセンター

TEL 0120-97-8484 (通話料無料) 土日祝日を除く 9:00~18:00

はじめに

被扶養者資格確認(以下「資格確認」という。)とは、保険給付の適正化を目的に、国家公務員共済組合法等に基づき、日本郵政共済組合の被扶養者として認定した方が、引き続き要件を欠いていないかを確認する大切な調査です。

「被扶養者資格確認のお知らせ」を受け取られた方は必ず共済組合員調書及び確認資料等を揃えて、下記提出期限までにご提出ください。

組合員の皆様にご負担いただいている掛金等を適正に使用するためにも、公平かつ厳正な確認にご理解とご協力をお願いいたします。

なお、日本郵政グループ各社が実施している扶養手当監査と資格確認は、異なるものです。

概要

対象者

2024年9月1日現在において認定されている被扶養者を有する組合員

2024年10月31日時点で日本郵政共済組合の資格を有する方は、必ず提出してください。

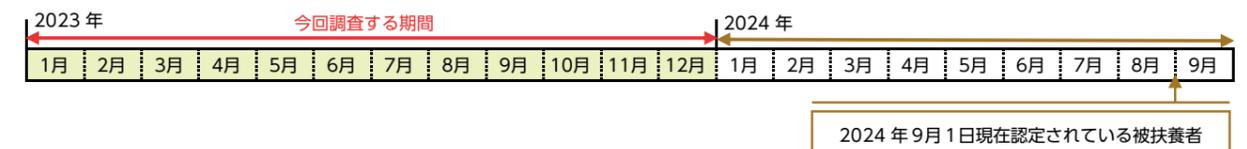
(2024年10月31日に退職、又は任意継続を脱退する方も10月31日時点では資格を有しています。)

⚠ 2024年10月31日より前に資格を喪失される方は、署名し共済組合員調書のみを返送してください。確認資料(所得証明書等)の提出は不要です。

調査対象期間

2023年1月1日から同年12月31日まで

調査対象期間(2023年)中に認定された被扶養者は、認定された日から2023年12月31日までが調査対象です。



提出書類

- ・共済組合員調書
- ・被扶養者の収入及び生計維持の状況を確認できる証明書(確認資料)
被扶養者によって確認資料が異なります。同封の共済組合員調書と [手続ガイド](#) をご覧ください。

提出期限

2024年10月31日(木) 消印有効

確認に必要な「共済組合員調書」及び資料等を提出されず資格確認が完了しない対象被扶養者は、被扶養者証(保険証)を無効とし、かつ「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」第18条及び第19条に基づき、当共済組合の職権で被扶養者の認定を取り消すことがありますので、ご承知おきください。

資格確認は、国家公務員共済組合法等の法令等に基づき、毎年実施しています。また本調査は、被扶養者の認定要件を欠いている可能性がある事実を中心に確認をしているものであり、認定要件を備えていることを保証するものではありません。認定要件を備えていない事実がある場合には、組合員は遅滞なくその事実を申告する義務があります(認定要件を欠いていないかは5ページの「被扶養者認定の基礎知識」及び共済組合員調書2ページの「取消要件のセルフチェック」を行って確認してください)。

「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」の改定について

「国家公務員共済組合法等の運用方針」の改正により、被扶養者の認定について、取扱方法が変更されました。それに伴い2023年2月1日付で「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」を一部改定、また条文を新設しています。

「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」改定の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。



改定に伴う主な変更事項

確認項目	変更前	変更後
組合員による生計維持	・別居している場合 被扶養者の月収入額以上の口座間送金 (被扶養者の収入が5万円/月を下回る場合、最低5万円/月)	・組合員と同一世帯に属している場合(同居) 被扶養者の収入が組合員の年間収入の2分の1未満* ・組合員と同一世帯に属していない場合(別居) 組合員からの援助(口座間送金)に依る収入額より被扶養者の収入が少ない *別居している場合、被扶養者の年間収入額以上の口座間送金
収入基準	公的年金受給なし	年額：130万円未満 月額：108,334円未満 日額：3,612円未満
	60歳以上で公的年金受給あり又は障害年金受給あり	年額：180万円未満 月額：150,000円未満 日額：5,000円未満

*被扶養者の年間収入が130万円(又は180万円)未満かつ組合員の年間収入を上回らない場合で、当該組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると確認できるときは、被扶養者と認められる場合があります。

「年収の壁・支援強化パッケージ」(130万円の壁)への対応について

政府より、2023年9月27日から「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されたことを受けて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、被扶養者認定の円滑化が実施されることとなりました。

資格確認にあたり、被扶養者の収入確認を行う際に、年収が130万円(60歳以上及び概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合には180万円)以上の被扶養者で、人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に収入が増加している場合は、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明をご提出いただくことで、連続2回(2年)まで被扶養者として認定します。

「年収の壁・支援強化パッケージ」の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。



「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る申立書 兼 証明書」のダウンロード



基本給が上がった場合や恒常的な手当が新設された場合、労働契約における所定労働時間・日数が増加した場合など、今後も引き続き収入が増えることが明らかな場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

また、被扶養者の要件は、収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者の認定取消の手続きが必要となる場合があります。

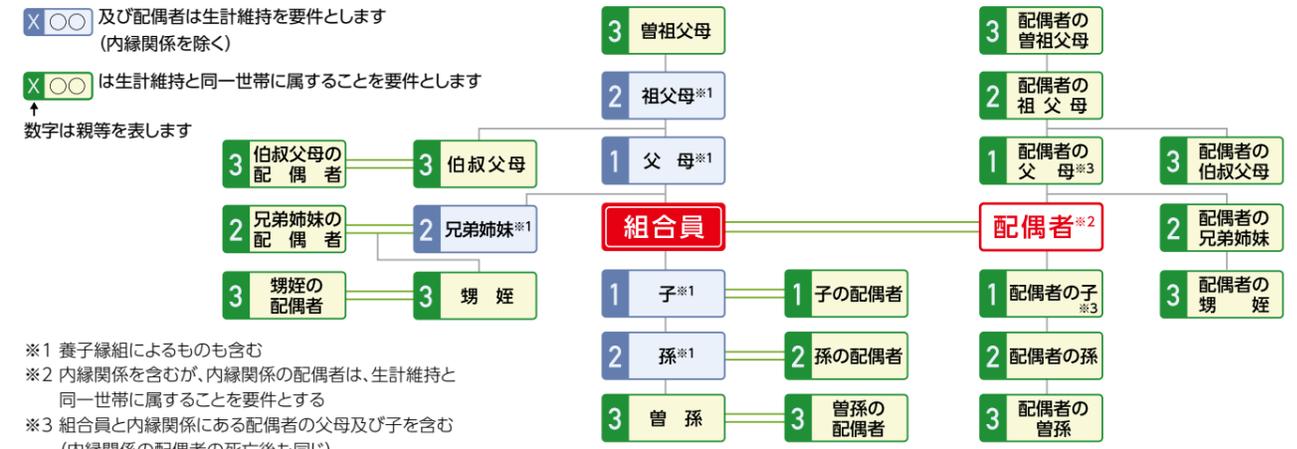
【個人情報の取扱いについて】

・日本郵政共済組合へ提出いただいた個人情報は、被扶養者の認定、認定取消及び資格確認並びにこれら手続きに関する未提出者の情報を組合員が雇用されている会社等(国家公務員共済組合法に定めのある会社等に限る。以下「会社等」という。)へ提供する場合等、その目的達成に必要な範囲で利用します。
・未提出者の情報は、上記目的達成に必要な範囲内で会社等へ書類の送付もしくは電子的又は電磁的な方法等により提供します。組合員から日本郵政共済組合に対して、上記情報の提供を停止する申出があった場合、情報の提供を停止します。その場合、組合員から情報提供停止の申出を受ける前に会社等に提供された情報は、以後も会社等にて利用することがありますので、あらかじめご了承ください。当該情報に関しては会社等において、目的外利用禁止や情報漏洩防止等に十分留意したうえで厳正に管理します。

被扶養者認定の基礎知識

被扶養者とは

「主として組合員の収入によって生計を維持」しており、共済組合が被扶養者として認定した方です。続柄によっては同一世帯に属する必要があります。被扶養者の範囲は下図の三親等内の親族です(国家公務員共済組合法等で定められ、会社の扶養手当の対象や税法上の扶養親族とは異なります)。



※1 養子縁組によるものも含む
※2 内縁関係を含むが、内縁関係の配偶者は、生計維持と同一世帯に属することを要件とする
※3 組合員と内縁関係にある配偶者の父母及び子を含む(内縁関係の配偶者の死亡後も同じ)

被扶養者として認められない人

- 共済組合の組合員
- 健康保険の被保険者(任意継続組合員を含む)
- 健康保険法第3条第2項に規定する被保険者
- 後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上の者及び65歳~74歳で障害認定を受けた人で加入を希望する者)
- 船員保険の被保険者

「主として組合員の収入によって生計を維持」されているとは

次の①②③のすべてを満たしていることが判断目安となります(今回の資格確認では2023年中を確認します)。

① 組合員による生計維持

- 組合員と同一世帯に属している場合(同居)
被扶養者の収入が組合員の年間収入の2分の1未満
- 組合員と同一世帯に属していない場合(別居) ※同一世帯に属することを要件とする被扶養者を除きます。
被扶養者の毎月の収入額以上の口座間送金が必要です。
※資格確認時の調査では、以下①~③を確認します。
① 毎月の送金の証跡 ② 送金額 ③ 振込人が組合員本人名義でありかつ受取人が対象被扶養者であること

② 被扶養者の収入が基準額未満であること

60歳未満	年収130万円 (月額108,334円)
60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者	年収180万円 (月額15万円)

収入とは、退職手当等の一時的なものを除き、給与収入(通勤手当等各種手当、賞与を含む)、事業収入、年金、失業給付、傷病手当金、株の運用収入、利子収入を含むあらゆるものを指します。
また、複数の収入がある場合は合算します。

③ 組合員の収入が扶養義務者の収入より上回っていること

扶養義務者とは、「扶養義務者となりえる者」のうち、被扶養者を組合員と共に扶養するべき者をいいます。

ただし、扶養義務者となりえる者が組合員の被扶養者の場合には、扶養義務者には該当しません。

また、被扶養者が組合員の配偶者ではない場合で、その被扶養者に配偶者がいれば、共同扶養よりも夫婦相互扶助が優先されます。

被扶養者の続柄	主な扶養義務者となりえる者
子	組合員の配偶者
父又は母	父又は母の配偶者、父又は母と同居している組合員の配偶者 組合員の兄弟姉妹
祖父又は祖母	祖父又は祖母の配偶者、組合員の父・母・兄弟姉妹・配偶者
義父又は義母	義父又は義母の配偶者、組合員の配偶者とその兄弟姉妹
孫	孫の父母、組合員の配偶者

資格確認に関するQ&A

項番	項目	質疑	回答	提出資料
1	扶養手当	共済組合員調書の扶養手当受給欄が「無」になっていますが、扶養手当をもらっています。所得証明書等の確認資料を提出しなくてもよいですか。	2023年中に扶養手当の対象となっていたことを客観的に確認できる資料を提出すれば、所得証明書等の確認資料の提出は不要です。共済組合員調書の扶養手当受給欄を「有」に訂正して提出してください。	どちらか1つを提出してください。 ・扶養手当認定簿(写) ・所属会社(給与担当者)が当該事実を証明したもの
2	所得証明書	所得証明書の代わりに源泉徴収票や非課税証明書、市民税決定通知書でもよいですか。	それらの資料は、一部の記載項目が省略されているため、代替資料とすることはできません。所得控除前の収入の有無と種類を確認するために必要ですので、所得証明書(写)を提出してください。	・令和6年度 所得証明書(写)
3	所得証明書	●収入がない(少ない)ため「所得証明書」を出せないと言われました。 ●事業収入があるが、少額なため、申告不要と言われた。確定申告書も提出できません。	収入がない(少ない)場合でも、そのことがわかる資料を発行してもらうよう、市区町村役場でご相談ください。	・発行された資料余白へ下記を記入し、提出してください。 ①所得証明書等を提出できない理由 ②日付(記入日) ③組合員番号及び組合員氏名
4	給与等証明書	被扶養者が既に勤務先を退職したため、給与等証明書が提出できません。	通勤費等の非課税給与も含めた収入や雇用条件等を把握するために必要な資料です。支払元が存在していないという止むを得ない事情を除き、被扶養者の勤務先に依頼の上、必ず提出してください。	・給与等証明書_様式1 会社の倒産等で支払元が存在しない場合には共済組合コールセンターまでご相談ください(8ページ参照)。
5	給与等証明書	妻には給与収入が年間65万円あります。ほかに不動産収入も年間60万円ありますが、給与等証明書の提出は必要ですか。	必要です。所得証明書の給与収入が70万円未満で給与等証明書_様式1を省略できるのは、2023年の収入が給与収入のみであり、2023年1月1日～12月31日まで1年を通して当共済組合の被扶養者だった方です。	・2023年 給与等証明書_様式1 ・給与収入以外の収入に関する確認資料
6	年金	2023年の「年金振込通知書」を紛失してしまったようです。	年金の支払元(日本年金機構、共済組合、厚生年金基金等)に再発行を依頼してください。再発行できない場合は、「提出資料」欄の資料を代替資料とすることができます。	<再発行できない場合> ・公的年金等源泉徴収票(写) 又は、以下①～④全てを提出 ①年金証書(写) ②2023年中の年金振込が確認できる通帳(写) ③2024年の年金振込通知書(写) ④「確認資料の提出に関する申立書」(共済組合ホームページに掲載)
7	送金額	別居している子は収入がありません。いくら送金すればいいですか。	別居している被扶養者が生活(生計維持)できる送金額を行ってください。被扶養者が収入を得るようになった場合は、その収入額以上の送金を行ってください。	・送金状況確認書_様式2 ・送金が確認できる資料

項番	項目	質疑	回答	提出資料
8	送金方法	子と別居しているが近くにいるため、生活費は手渡しをしています。	送金の証跡を残す必要があるため手渡しは認められません。送金方法は口座間送金に限ります。「送金状況確認書_様式2」に、生活費を手渡ししている状況を詳細に記入し、共済組合員調書とともに提出してください。状況確認のうえ、別途必要な資料等をご案内します。	・送金状況確認書_様式2
9	送金方法	扶養している家族(配偶者と子供)と別居しています。生活費は、配偶者へまとめて送金していますが、配偶者と子供それぞれの口座への送金が必要ですか。	被扶養者それぞれの口座へ送金が必要です。ただし、扶養している家族同士が同居している場合は、一人の口座へまとめて送金しても差し支えありません。	・送金状況確認書_様式2 ・送金が確認できる資料
10	単身赴任	単身赴任をしています。送金を要さない特例として、単身赴任手当の支給実績がわかる給与明細書は、直近のよいですか。	2023年中に手当が支給されたすべての月の給与明細書を提出してください。	・給与明細書(写) 2023年中に単身赴任手当が支給されていたすべての月分
11	世帯分離	両親を扶養しています。同居し生活を共にしていますが、住民票上は世帯分離をしています。何を提出すればよいですか。	それぞれの世帯における住民票の住所が枝番まで同一であれば、同居とみなします。	・それぞれの世帯における世帯全員の住民票(写)※マイナンバーと本籍の記載がないもの ・生計同一に関する申立書(共済組合ホームページに掲載)
12	学生	2023年中は学生でした。「在学証明書」を提出すればよいですか(2024年に卒業された方は項番13参照)。	「学校教育法第1条」に規定されている学校※及び修業期間が1年以上の専修学校、専門学校であれば、「在学証明書(写)」を提出してください。 ※高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校(一部抜粋) ※夜間部や通信制は「学校教育法第4条」に規定されているため在学証明書は認められません。	・在学証明書(写)
13	学生	子どもが今年3月に高校を卒業し、4月に大学へ進学しました。現在通っている大学で在学証明書を取得すればよいでしょうか。	2023年中に在学していたことを確認しますので、2024年3月に高校を卒業したことがわかる資料を提出してください。	どちらか1つを提出してください。 ・卒業証明書(写) ・卒業証書(写)
14	学生	子どもは2023年の9月に退学をしているため、在学証明書等は取得できません。	収入及び居住状況の確認を行いますので、共済組合員調書の設問2の「□いいえ」にチェックし、設問3へ進んでください。	・収入及び居住状況の確認資料
15	海外居住	被扶養者は2023年中は海外にいたので所得証明書(又は課税証明書)が交付されません。何を提出すればよいですか。	「提出資料」欄の①～④の資料とそれを和訳したものを提出してください。	①確認資料の提出に関する申立書 ②海外に居住していた期間が確認できる資料(留学の場合は留学先の在学証明でも可) ③送金状況確認書_様式2 及び 送金が確認できる資料 ④収入が確認できる資料(収入がある場合)